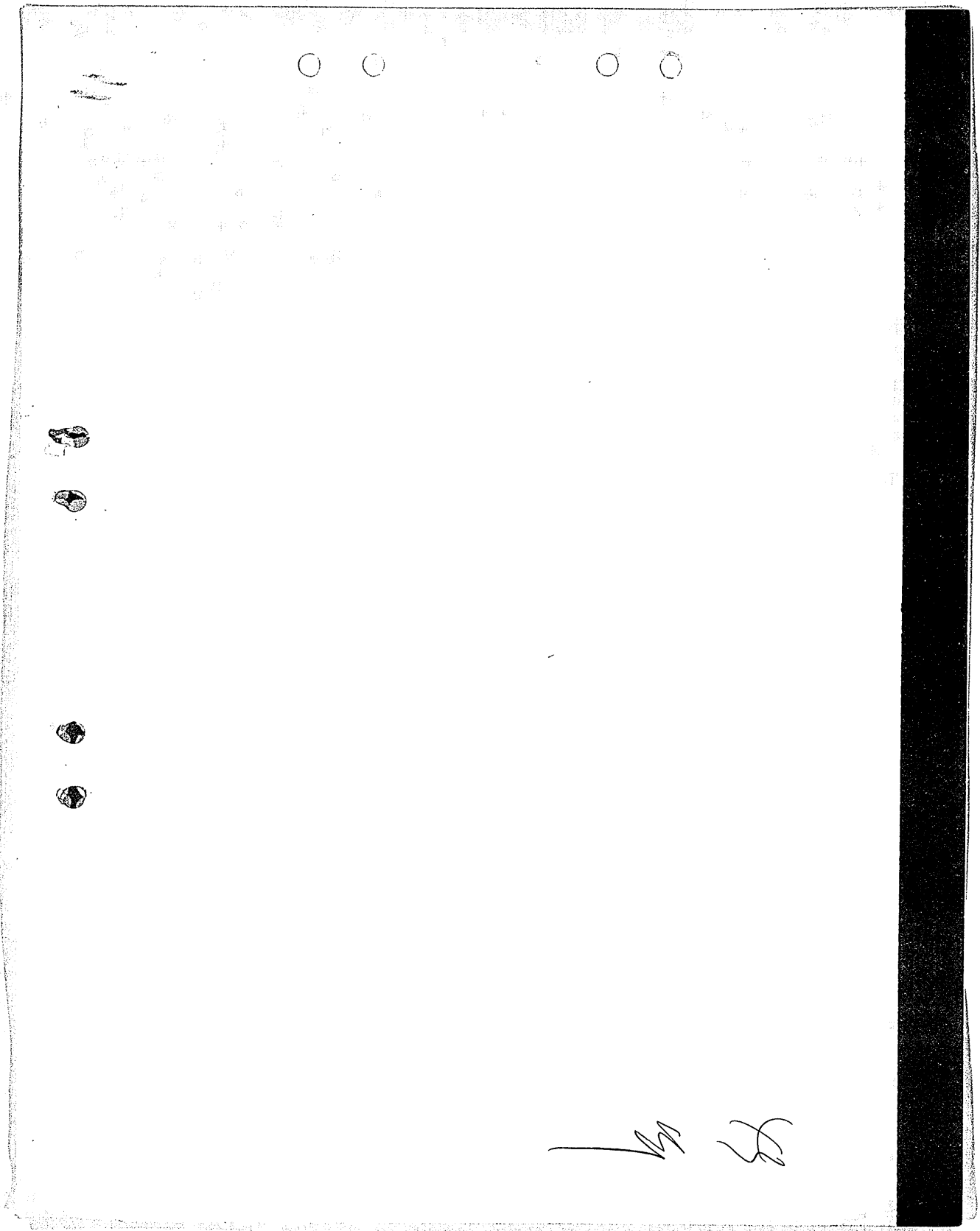




Title	日米関係（沖縄返還）19(法制局ペーパー 外務省外交史料館レファレンス番号：H223543)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(4)No.8 公開日：平成23年2月18日 外務省外交史料館管理番号：2011-0022 CD・DVD番号：H22-021
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43794
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

法制局

44



1/2

一月二日
高辻法制局長より速行越されぬ。
本局局長

次官

近藤喜久雄

沖繩の施政権の返還と米軍基地の関係について

(四三 一一二 二五)

九六七年の佐藤・ジョンソン共同声明で、総理が強調し、大統領が理解を示したのは、「沖繩の施政権の日本への返還」の要望についてであり、また、日米兩國政府が共同かつ継続的な検討を行なうことに合意したのは、「沖繩の施政権を日本に返還する」との方針の下においてである。このいわゆる「沖繩の施政権の日本への返還」は、文字どおり、基地を内包する沖繩の領域および住民に対する施政権の日本への返還であつて、基地の部分に関するものがそこから除外されているわけでは決してない。その意味で、沖繩の施政

内閣法制局

権の返還はいわゆる全面返還であるといつてよく、この場合、沖繩の領域および住民は、本土の領域・住民と全く等しい、いわゆる本土並みの地位に立つことになるわけである。
沖繩の施政権が返還される際、米軍基地の取扱いをどうするかという問題は、むしろ、ある。実際問題としては、その問題が米國との話合いによつて片附かないかぎり、沖繩の施政権の返還が実現の運びにいたらないということもある。その意味で、この問題が、政治的に、沖繩の施政権の返還と関連の深い問題であることは、否定できない。しかし、基地の取扱いがどのようにきまるとしても、返還される施政権が基地を内包する沖繩の領域・住民についても

のであるということに~~は~~変わり~~は~~ない。

沖繩の施政権が返還された後の米軍基地の存立は、基地の在り方がどのようなものとなるにせよ、平和条約三条の米国の権利に根拠をもつのではなく、施政権の返還にもなつて現実に沖繩に行使されることになるわが国の統治権にこそ依拠することになるのである。